

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程（平成19年法人規程第15号）第4条第4項の規定に基づき、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）の運営に関する事項を定める。

(推進員)

第2条 学長が任命する推進員は、次のとおりとする。

- (1) 学部長
- (2) 大学院研究科長
- (3) 推進室長が推薦する者 若干名

(議事)

第3条 推進室の会議は、出席した推進員の3分の2以上の出席により成立する。

2 推進室の議事は、出席推進員の過半数をもって決し、可否同数のときは推進室長の決するところによる。

(不正防止計画)

第4条 推進室長は、不正防止計画を策定するため、前年度に不正防止計画を企画・立案し学長の承認を得なければならない。

2 推進室長は、不正防止計画の進捗を確認し検証するために、推進室会議を開催しなければならない。

(通報にかかる事前調査)

第5条 相談・通報窓口の職員は、通報内容をまとめ関係書類を添付のうえ、推進室長に通知しなければならない。

2 推進室は、事前調査のために必要があると認められるときは、通報者及び被通報者（以下「通報者等」という。）又は本学の教職員に事情・意見を聞くことができる。

3 事前調査においては、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

4 推進室は、通報の内容及び事前調査による聞取りの結果をもとに、当該通報を受けた日から30日以内に通報の受理又は不受理を決定しなければならない。ただし、通報に関する不正行為の推定される時期から5年以上経過し、調査を実施することが困難であると認められるときは、受理しないことができる。

5 前項の決定は、学長に報告するとともに、通報者等に通知しなければならない。

(内部監査員との連携)

第6条 推進室は、不正防止計画を推進するために、内部監査員と情報交換を行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年11月6日から施行する。